

精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な書類

申請方法は、診断書または年金証書（年金振込通知書）で申請する場合の2通りがあります。

※ただし、年金証書等での申請は、年金の支給事由が精神障害であるものに限ります。

① 診断書で申請する場合

- 1 申請書（地域福祉課にあります）
- 2 診断書
- 3 写真 1枚（上半身、脱帽、一年未満に撮影したもの）縦4cm×横3cm
カラー・白黒いずれも可（コピー用紙への印刷、プリントシールは不可）
※現在お持ちの手帳に写真が貼られており、手帳右部の有効期限記入欄に空きがある場合は不要
- 4 マイナンバー（個人番号）がわかるもの（裏面参照）（コピー可）
- 5 精神障害者保健福祉手帳（更新の人のみ）
- 6 本人確認書類（裏面参照）
 - （1）本人による申請の場合…本人の身分証明書
 - （2）代理人による申請の場合
 - ① 委任状…（委任状の様式は地域福祉課窓口またはホームページまで）
 - ② 代理人（来庁者）の身分証明書

② 年金証書（年金振込通知書）で申請する場合 ※支給事由が精神障害であるもの

- 1 申請書（地域福祉課にあります）
- 2 年金証書（平成9年以降発行のもの）又は、年金振込通知書（コピー可）
※いずれも、精神障害が支給事由であり、障害年金と記載されているもの。
- 3 写真 1枚（上半身、脱帽、一年未満に撮影したもの）縦4cm×横3cm
カラー・白黒いずれも可（コピー用紙への印刷、プリントシールは不可）
※現在お持ちの手帳に写真が貼られており、手帳右部の有効期限記入欄に空きがある場合は不要
- 4 マイナンバー（個人番号）がわかるもの（裏面参照）（コピー可）
- 5 同意書（地域福祉課にあります）
- 6 精神障害者保健福祉手帳（更新の人のみ）
- 7 本人確認書類（裏面参照）
 - （1）本人による申請の場合…本人の身分証明書
 - （2）代理人による申請の場合
 - ① 委任状…（委任状の様式は地域福祉課窓口またはホームページまで）
 - ② 代理人（来庁者）の身分証明書
- 8 印鑑（シャチハタ不可）

※ 申請者の住所以外を送付先として希望する場合は、送付先設定届出書（地域福祉課にあります）を提出してください。

◆マイナンバー（個人番号）がわかるもの

- (1) マイナンバー（個人番号）カード
- (2) マイナンバー（個人番号）通知カード
- (3) 個人番号が記載された住民票

◆本人確認書類

- (1) 顔写真付きで官公署が発行したもののうち、どれか1点
(例) 運転免許証、顔写真付の障害者手帳、マイナンバー（個人番号）カード（通知カードは不可）、パスポートなど

- (2) (1) がない場合は、次のもののうち、どれか2点
(例) 医療保険の資格確認書・資格情報のお知らせ、年金手帳、児童扶養手当証書、自立支援医療受給者証など

◆代理人による申請の場合

代理人（来庁者）の本人確認書類とあわせて、委任状が必要となります。
委任状の様式は地域福祉課窓口、ホームページにあります。必ず記入済みのものをご持参ください。

※マイナンバー（個人番号）が確認できるもの、
本人確認ができるものがない場合、
手続きができませんので、必ず、持参してください。



※ ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 新居浜市役所福祉部 地域福祉課（新居浜市役所1階）14番窓口 ・電話（0897）65-1237（直通） ・FAX（0897）37-3844
